

令和4年度江東区障害福祉 サービス事業者等集団指導

実地指導における主な指摘 事項について（児童通所系）

江東区障害福祉部障害者施策課

指導検査担当

対象サービス

▶ 児童発達支援

▶ 放課後等デイサービス

目次

▶ 1 人員及び運営の基準

(1) 人員基準

(2) 個別支援計画

(3) サービス提供の記録

(4) 利用者負担額の受領

(5) 定員の遵守

▶ 2 報酬関係

1 人員及び運営の基準

(1) 人員基準

【基準上配置すべき従業者】

<共通>

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者

▶ 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・ 児童指導員又は保育士
- ・ 機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合のみ）

▶ 児童発達支援・放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所）

- ・ 嘱託医
- ・ 看護職員
- ・ 児童指導員又は保育士
- ・ 機能訓練担当職員（機能訓練を行う時間帯）

【児童発達支援管理責任者】

- ・事業所に一人以上配置。うち一人は、当該事業所に常勤・専従。
- ・兼務不可。（指定基準上必要とする児童指導員・保育士の員数には算入することができない。）

ただし、事業所の管理業務に支障がない場合は、同一事業所での管理者との兼務は可。

【児童指導員・保育士】

(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外)

- ①定員10人の場合、2人の配置
- ②1人以上は常勤
- ③半数以上は、児童指導員又は保育士

- ▶ 児童指導員等の資格を満たしているか、資格証や実務経験証明書等で必ず確認する。

★令和3年報酬改定の運営基準改正により、「障害福祉サービス経験者」を廃止（令和3年3月31日時点で旧基準での指定を受けている事業所については、2年間の経過措置あり）

◆主な指摘事例（人員基準）

事例 1

児童発達支援管理責任者が不在になったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を算定していない。

⇒児童発達支援管理責任者が不在となった場合、不在となった翌々月からその不在が解消された月まで、**児童発達支援管理責任者欠如減算**を算定する。

◇減算割合

- ・ 減算適用 1 月日から 4 月日 → 基本報酬の70%に減算
- ・ 減算適用 5 月日以降 → 基本報酬の50%に減算

◆主な指摘事例（人員基準）

児童指導員加配加算及び専門的支援加算を算定している事業所の場合、児童発達支援管理責任者が不在になった場合、算定はできない。

※令和4年3月31日付3福保障施第3640号（改正令和4年4月19日4福保障施第304号）「障害児通所支援事業における児童発達支援管理責任者の欠如時における児童指導員等加配加算等の算定について（通知）」

不在になった場合は、直ちに算定を中止する。不在の期間に加算を請求していた場合、返還の手続きが必要となる。

◆主な指摘事例（人員基準）

事例2

児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者を2名配置していない日がある。

⇒児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者の員数が基準で配置すべき員数を下回る場合、**サービス提供職員欠如減算**を算定する。

◇基準を満たさない範囲が

- ・ 1割を超えている→翌月から当該状態が解消された月まで
- ・ 1割以内の範囲内→翌々月から当該状態が解消された月まで

◇減算割合

- ・ 減算適用 1月日から2月日→基本報酬の70%に減算
- ・ 減算適用 3月日以降 →基本報酬の50%に減算

▶ 不在が解消された月までの注意点

例) 4/1付に従業者を配置し、人員欠如が解消された場合

⇒4月分まで減算となる。

▶ 人員欠如の状態になった場合は、速やかに東京都へ届出を行い、必要に応じて減算する。

⇒実地指導で指摘されるまで減算しなくてよいわけではない。

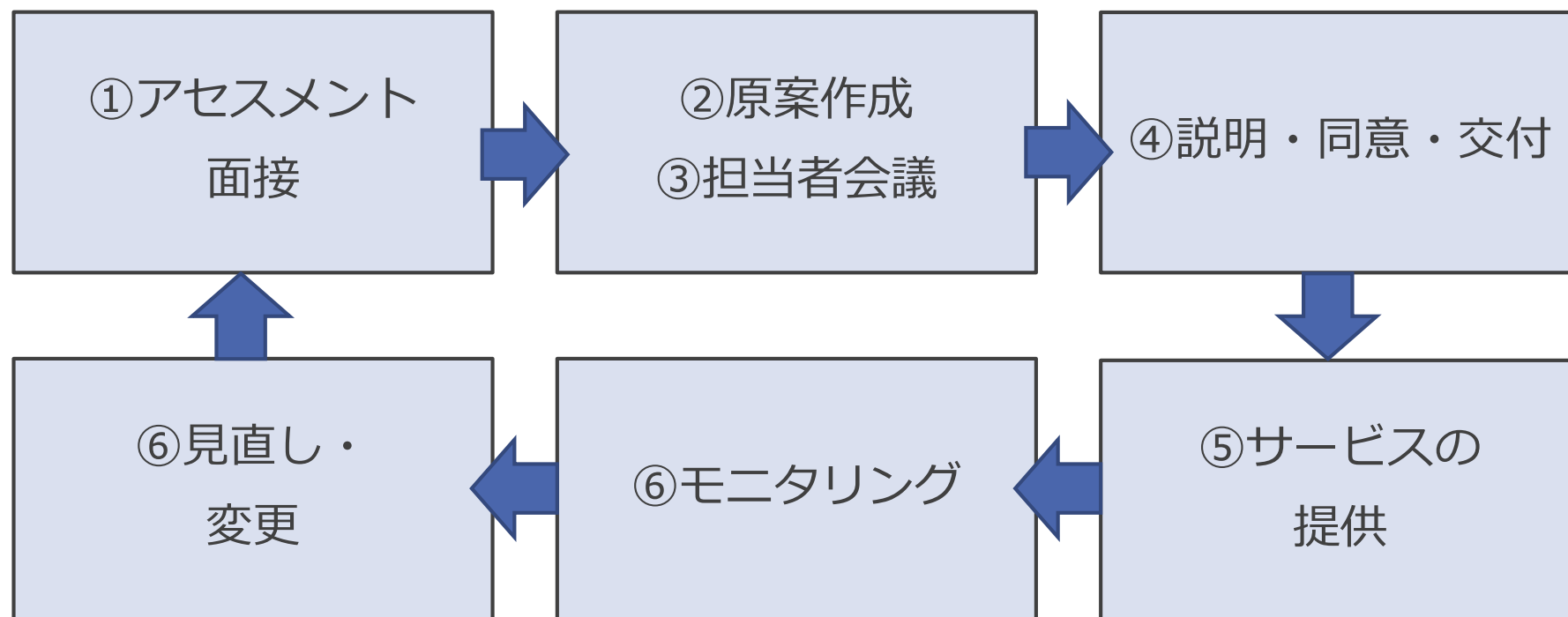
▶ 人員欠如減算を算定すれば、人員欠如をしてよいわけではない。

⇒速やかに適切な人員配置を行う。

★全国的に、人員欠如での不正請求による指定取消等の処分事例が多い！！

(2) 個別支援計画

【計画作成の流れ】



【計画作成の手順】

① アセスメント

- ▶ 障害児の基本情報の把握、課題の抽出等を行う。
- ▶ 必ず通所給付決定保護者（障害児）と面接を行う。
- ▶ 面接の記録、アセスメントの記録を残す。

②計画案の作成

- ▶ アセスメントに基づき、以下を盛りこんだ計画案を作成する。
 - ・ 保護者と障害児の生活に対する意向
 - ・ 総合的な支援目標とその達成時期
 - ・ 生活全般の質を向上させるための課題
 - ・ 加算に関する支援内容
 - ・ サービスを提供する上での留意事項等

- ▶ 児童発達支援管理責任者が作成する。（作成者名を記載する。）

③ サービス担当者会議の開催

- ▶ 実際の支援にあたるサービス担当者等を招集して会議を開催し、計画案に対する意見を求める。
- ▶ 会議開催の日時、参加者、担当者からの意見等を記録に残す。

④ 計画の説明・同意・交付

- ▶ 通所給付決定保護者（障害児）に説明し、文書により同意を得て交付する。

上記の計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

説明日		説明者名	児童発達管理責任者 ○○ ○○
同意日		保護者名	
		利用児童名	

⑤サービスの提供

- ▶ 個別支援計画に基づいたサービスを提供する。
- ▶ 個別支援計画作成前に利用を開始すると、個別支援計画未作成となる。
- ▶ 加算の要件として、計画への位置付けが必要な支援内容等について、個別支援計画に明記する。

⑥ モニタリング、計画の見直し・変更

- ▶ 定期的に通所給付決定保護者（障害児）に面接をする。
- ▶ モニタリングの結果を記録する。
- ▶ 少なくとも6カ月に1回、計画を見直し、必要に応じて変更する。
- ▶ 変更後の計画を作成する場合も、初回の計画作成と同様の流れで行う。

◆主な指摘事例（個別支援計画）

事例

個別支援計画が作成されていない。（作成が遅れている）

⇒個別支援計画を作成せずに利用を開始した場合、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算を算定する。

◇減算割合

- ・減算適用 1月日から2月日→基本報酬の70%に減算
- ・減算適用 3月日以降 →基本報酬の50%に減算

(3) サービス提供の記録

- ▶ サービス提供の都度記録する。
- ▶ サービス提供日、サービスの具体的内容（支援内容、障害児の状況）、実績時間数等について記載する。
- ▶ 給付費算定や利用者負担額に影響することは、具体的に記載する。
⇒加算に係る支援内容、おやつ¹の提供有無、送迎利用の有無等
- ▶ 保護者から確認（署名等）を得る。
- ▶ 「サービス提供実績記録票」とは別に記録、確認。

(4) 利用者負担額の受領

- ▶ 直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払いを求めることが適当である費用に限られる。
- ▶ 曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできない。
(お世話料、管理協力費等)
- ▶ 給付費に含まれるもの(人件費等)は徴収できない。
- ▶ 実費相当額の範囲内で徴収する。
- ▶ サービスの内容、費用について重要事項説明書等で事前に説明し、同意を得る。
- ▶ 支払いを受けた場合には、領収証を交付する。
(領収証・請求書のいずれかで内訳がわかるようにする。)
(銀行振込による受領の場合も領収証の発行が必要です。)

(5) 定員の遵守

- ▶ サービスの提供に支障が生じることのないよう、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入は原則禁止されている。
- ▶ 定員超過利用減算にならない範囲であれば受入可能というわけではない。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL4（令和3年5月7日）に例外等の記載もある。

◆主な指摘事例（定員の遵守）

事例

定員超過利用減算を算定していない。

- ▶ いずれかに該当する場合（定員10人の事業所の場合）に減算となる。
 - ・ 一日の利用障害児が15人を超える場合
 - ・ 過去3か月の延べ利用障害児数が、13人×開所日数を超える場合

- ▶ ◇減算割合
 - ・ 所定単位数の70%を算定

2 報酬関係

児童指導員等加配加算（I）

支援の強化を図るために、人員基準上必要な従業者の員数に加え、

- ①理学療法士等
- ②児童指導員等
- ③その他の従業者

を**常勤換算**で1名以上配置している場合に算定する。

- ▶ 基準上必要な従業者が欠如している場合は、加算も算定できない。（児童発達支援管理責任者も含む）

欠席時対応加算

急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日
又は当日に中止の連絡があった場合に算定する。

- ▶ 1月に4回（重度心身障害児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合には8回）を限度とする。
- ▶ 利用中止日、中止の連絡を受けた日、障害児の状況、相談援助の内容をサービス提供記録等に記録する。

送迎加算

障害児の居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に算定する。

- ▶ 事業所の最寄駅や集合場所までの送迎も算定可能だが、事前に保護者と合意の上で、特定の場所を定めておく必要がある。
- ▶ 放課後等デイサービスにおいて、学校と事業所間の送迎を行う場合、保護者が就労等により送迎できない、スクールバスでの送迎ができない等、送迎が必要な理由を個別支援計画へ記載する。

自己評価結果等未公表減算（平成31年4月1日から適用）

自己評価の結果と改善の内容を公表し、公表方法と公表内容を都に届け出していない場合に減算となる。

- ▶ 事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、サービスの質の改善を図る。
- ▶ 自己評価結果と改善の内容について、おおむね1年に1回以上インターネット等により公表する。
- ▶ 自己評価結果等の公表方法と公表内容を毎年都に届け出る。

◇減算範囲

届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、
障害児全員について所定単位の85%を算定

主な法令等

▶ 条例

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

▶ 解釈通知

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

▶ その他報酬基準等

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

最後に

▶ 令和3年度報酬改定の内容について

集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

▶ 【厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html



児童通所系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。